

利率保証年金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	有期利率保証型確定拠出年金保険
愛称	第一のつみたて年金(10年)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 保険の種類	利率保証型積立生命年金保険
4. 商品属性	
基本的性格	<p>毎月1日に設定される基本の単位保険(以降、単位保険)から構成され、設定時の保証利率を10年間保証します。確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。</p> <p>保証利率は、残存期間10年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに毎月設定します。(一度設定された保証利率は、保証期間中変更されることはありません。)</p> <p>保険料払込時(更新時)に、ご利用者の年齢が55歳以上の場合には、保証期間5年の「第一のつみたて年金(5年)」に振替えられます。「第一のつみたて年金(10年)」はご選択いただけません。</p> <p>保証利率適用期間途中の預替え(スイッチング)の場合、その時の市場金利、保証利率、残存期間等に応じた所定の金額が控除されることがあり、この場合元本(払込保険料)を下回る可能性があります。</p> <p>運用は一般勘定で行われます。</p>
給付の方法	<p>年金もしくは一時金での受取りを選択いただくことができます。(給付の方法は、プランにより異なりますので規約をご確認ください。)</p> <p>終身年金 年金開始時の個人別管理資産額をもとに、終身にわたり年金を受取る給付受取方法です。保証期間は、5年・10年・15年・20年の中から選択できます。</p> <p>確定年金 年金開始時の個人別管理資産額をもとに、一定期間一定金額を受取る給付受取方法です。年金支払期間は5年・10年・15年・20年の中から選択できます。</p> <p>分割払年金 積立終了時の個人別管理資産額を一定期間(5～20年)分割で受取る給付受取方法です。給付開始後も積立段階と同様の方法で運用を継続します。なお、受取の際には解約時と同様、その時の市場金利に応じた所定の金額が控除されます。</p> <p>一時金 死亡した場合や年金請求時に年金の支払に代えて一時金受取を選択される場合は、一時金として受取れます。 この場合、解約時の控除はなく、積立金額をそのまま全額受取れます。</p>
保険期間	保険料の払込開始時から給付の終了時まで
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。
拠出単位/拠出限度額	1円以上 1円単位、上限額なし
6. 利率について	
利率の設定/適用	<p>【積立期間中】 残存期間10年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに保証利率を設定します。一度適用された保証利率は、保証期間満了まで変更されることはありません。</p> <p>【年金開始後】 終身年金、確定年金 年金支払開始時に設定します。 設定した保証利率は変更されることはありません。</p> <p>分割払年金 積立期間中と同じ。</p>

項目	内 容
6. 利率について	
保証利率の適用期間	<p>【積立期間中】</p> <p>保証利率の適用期間は10年間です。(ただし、ご利用者様の年齢が55歳以上の場合、新たに設定される商品は保証期間5年の「第一のつみたて年金(5年)」となります。)</p> <p>【年金開始後】</p> <p>終身年金、確定年金</p> <p>年金支払期間中、適用される利率を保証します。</p> <p>分割払年金</p> <p>積立期間中と同じ。</p>
保証利率適用期間満了時の取扱い	<p>各単位保険の保証利率は10年間適用され、10年経過する都度新たに見直します。(ただし、更新時にご利用者様の年齢が55歳以上の場合には、新たに設定される商品は保証期間5年の「第一のつみたて年金(5年)」となります。)</p> <p>各単位保険については、単位保険ごとに設定された保証利率を適用し、入金日から保証利率適用期間満了日まで日割りで付利します。保証利率適用期間満了日は設定日から10年経過した日の前日となります。したがって、設定日の属する月のいずれの日にも保険料のお払込みがあっても満了日は同一となります。</p> <p>新たに適用される保証利率は、次の保証利率適用期間終了時まで保証されます。</p>
7. 手数料その他の費用	<p>保証利率の提示にあたっては、契約維持などに関わる諸手数料をあらかじめ差し引いております。保証期間満了前に中途解約された場合、解約控除(市場価格調整)が適用される場合があります。(解約控除については、「10.預替え時の取扱い」をご覧ください。)</p>
8. 配当金	<p>毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる場合があります。配当金は積立期間中は個人別管理資産額に充当され、年金開始後は給付金とあわせて支払われます。</p>
9. 持分の計算方法	<p>払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。但し、保証期間満了前に中途解約される場合には、上記金額に所定の解約控除(市場価格調整)が適用されることがあります。(解約控除については、「10.預替え時の取扱い」をご覧ください。)</p>
10. 預替え(スイッチング)時の取扱い	<p>保証利率適用期間途中で、個人ごとの持分の全部または一部を解約して預替え(スイッチング)を行う場合、その時の市場金利と残存年数等に応じて所定の解約控除(市場価格調整)が適用されることがあります。</p> <p>いつでも他商品からのスイッチングによる購入は可能ですが、購入制限(55歳以上の方の購入はできません)があります。</p> <p>適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として支払金額が元本を下回ることがあります。</p> <p>下記の場合、解約控除は適用されません。</p> <p>各単位保険設定日(更新日)から、その翌月末迄に解約する場合。</p> <p>保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間に解約する場合。</p> <p>解約控除の適用の有無およびその金額については、解約請求時点の市場金利、適用している保証利率、残存年数等により異なります。</p>
11. 中途退職時の取扱い	<p>転退職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ個人別管理資産を移換する場合には、解約扱いとせず、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。</p>
12. セーフティーネット情報	<p>生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減などご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。</p> <p>また、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。</p> <p>詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820)までお問い合わせください。</p>
13. 引受会社	<p>第一生命保険株式会社</p>

(運営管理機関) りそな銀行

当資料は、確定拠出年金法施行規則第20条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。
当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。